

掲示

教育学研究科 対象学生 各位

日本学生支援機構奨学金返還免除について

大学院第一種奨学生で、令和3年度中（令和4年3月末日まで）に貸与期間が満了する学生について、返還免除制度が適用となります。該当学生には、追って、申請手続き案内及び書類等を DC メールあて送付しますので、ご確認ください。

また、退学・辞退等で令和3年度中（令和4年3月末日まで）に貸与終了する学生も申請対象となります。該当者は、至急、教務係にお申し出ください。

記

1. 対象者（①と②すべてに該当する者）

- ①大学院第一種奨学生で令和4年3月に貸与を満期終了する者、令和3年度中に貸与終了の者（退学・辞退等を含む）、及び令和2年度業績優秀者返還免除申請期間延長を認められた者
- ②在学中の課程において、日本学生支援機構奨学規程に基づき、特に優れた業績を挙げた者。

※日本学術振興会特別研究員採用内定等で「2022年3月分まで受領希望（来年度より学生支援機構奨学金辞退）」の学生も対象となりますので、その場合は至急教務係までお知らせ下さい。

2. 免除額

貸与額の全額又は半額

3. 提出書類

- ①業績優秀者返還免除申請書（様式1） → 原本1部及び写し3部提出
- ②業績を証明する資料リスト → 3部提出
- ③業績を証明する資料 → 4部提出
- ④申請者業績リスト → 3部提出

4. 書類提出期限

2月14日（月）【期限厳守】

※申請の際は、配付書類をよく読んだうえで申請書類を作成してください。

★【令和3年度特例措置】新型コロナウイルス感染症に係る免除申請期間の延長対応について

令和3年度の業績優秀者返還免除制度の申請を希望していた者が、新型コロナウイルス感染症の影響による研究計画の遅延等のため、貸与期間中に業績を挙げるができなかった場合は、特例として令和4年度の申請が可能となります。延長を希望する場合は、教務係より「業績優秀者返還免除申請期間延長届」（様式3）を入手し、2月14日（月）までに提出してください。

また、以下、留意ください。

- ・令和4年度も在学する者に限ります。令和3年度に課程を修了する場合は対象外です。
- ・新型コロナ感染症の影響以外の事情による場合は対象外です。
- ・この特例の対象者は貸与期間を延長し、延長期間中は奨学金の貸与を休止とする扱いとなります。別途異動願等の手続きは不要です。貸与終了月を1年を限度に先送りとすることで、業績を挙げる期限を1年間猶予し、令和4年度の返還免除申請が可能となります。

令和4年1月21日

教育学部・教育学研究科教務係